

[省令第8条の4の6（1,000トン以上排出事業者用）]

様式第2号の9（第8条の4の6関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6 年 6 月 26 日			
(宛先) 長野市長 荻原健司 様			
提出者			
住 所 長野市篠ノ井岡田200番地1			
氏 名 川中島建設株式会社			
代表取締役社長 笠井 澄人			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 026-292-1341			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	川中島建設株式会社		
事業場の所在地	長野市篠ノ井岡田200番地1		
事業の種類	総合建設業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年 4月 1日 ～ 2024年 3月 31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	2,995.10t	全 処 理 委 託 量	2,995.10t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t	優良認定処理業者への処理委託量	85.10t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00t	再生利用業者への処理委託量	2,953.10t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t
※事務処理欄			

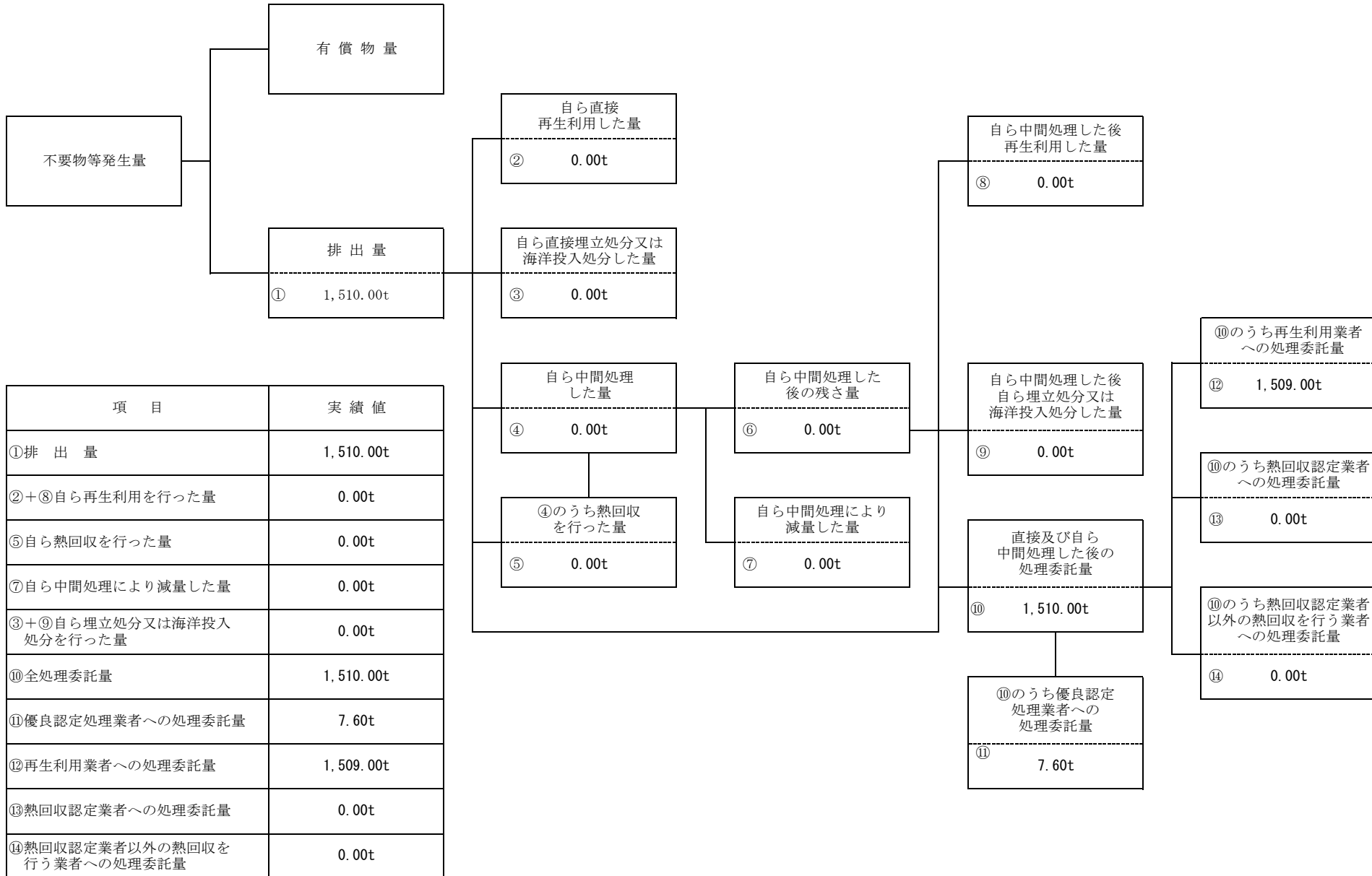
産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産 業 廃 棄 物 の 種 類（実績値）												合 計
			がれき類(コンクリがら、廃アスファルト等)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏、セメント等)	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール等)	金属くず	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	汚泥(上・下水、建設、その他)	紙くず	木くず	石綿含有産業廃棄物				
排 出 量	①	2,995.10t	1,510.00t	38.50t	59.20t	29.90t	9.60t	63.80t	15.20t	169.80t	0.60t				1,896.60t
自ら直接再生利用した量	②														0.00t
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③														0.00t
自ら中間処理した量	④														0.00t
④のうち熱回収を行った量	⑤														0.00t
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥														0.00t
自ら中間処理により減量した量	⑦	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧				0.00t										0.00t
②+⑧自ら再生利用を行った量		0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨														0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	2,995.10t	1,510.00t	38.50t	59.20t	29.90t	9.60t	63.80t	15.20t	169.80t	0.60t	0.00t	0.00t	0.00t	1,896.60t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪	85.10t	7.60t	37.50t	58.80t	28.80t	9.60t	0.00t	15.20t	73.60t					231.10t
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	2,953.10t	1,509.00t	14.80t	29.50t	29.90t	4.80t	63.80t	11.40t	138.60t	0.60t				1,802.40t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬														0.00t
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭														0.00t

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

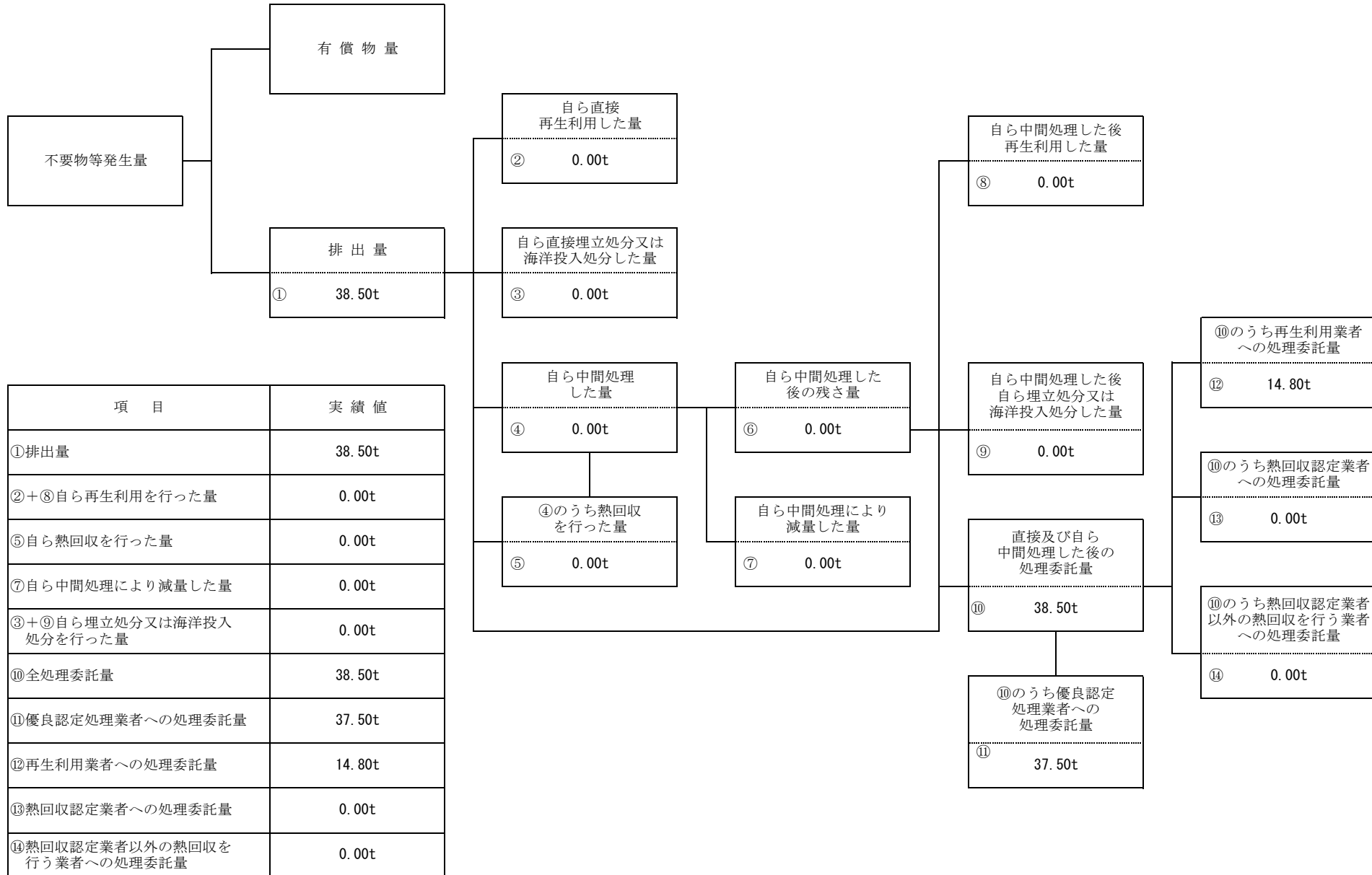
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等))



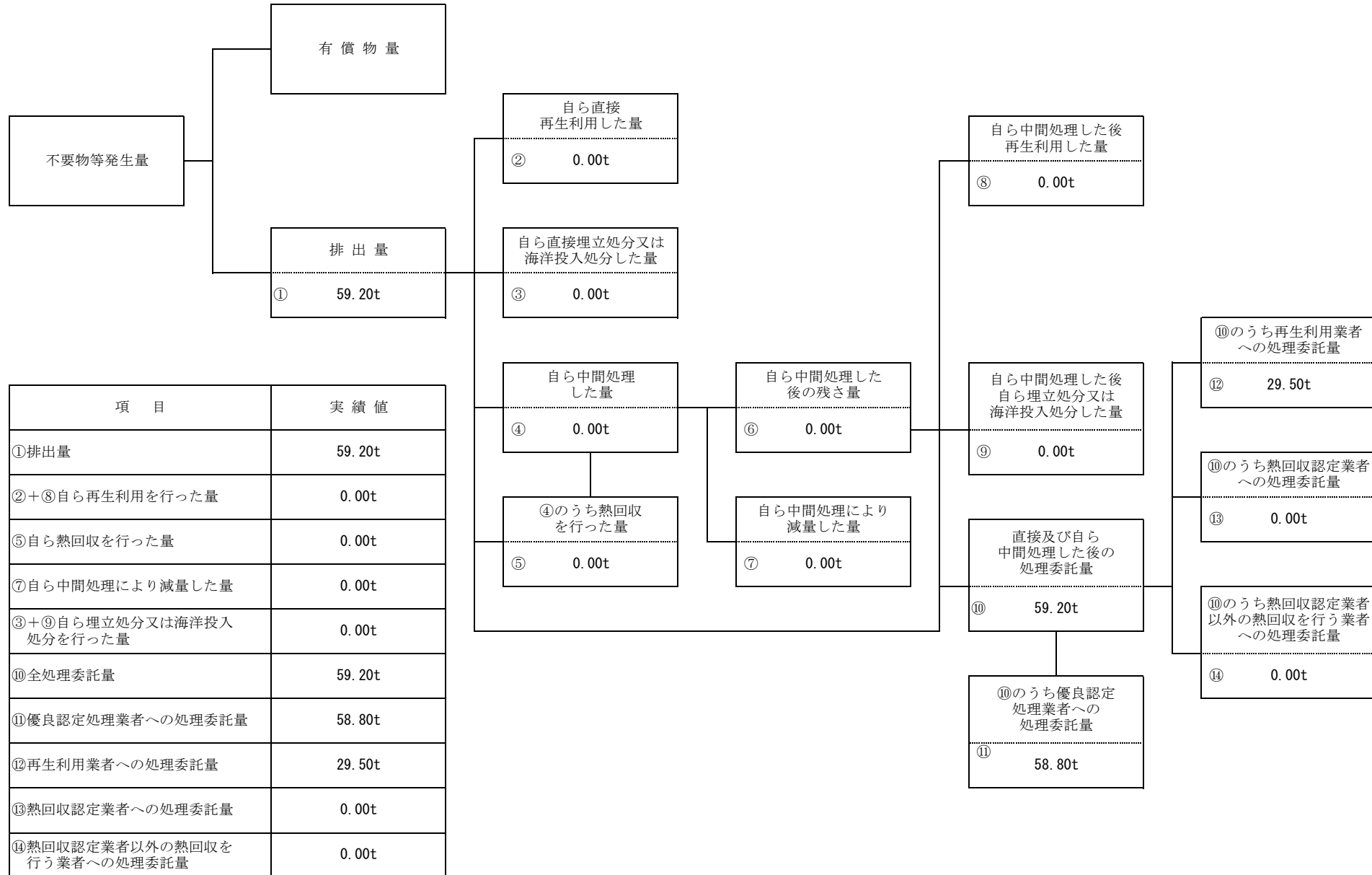
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 29.90t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 0.00t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 29.90t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 28.80t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 29.90t

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬ 0.00t

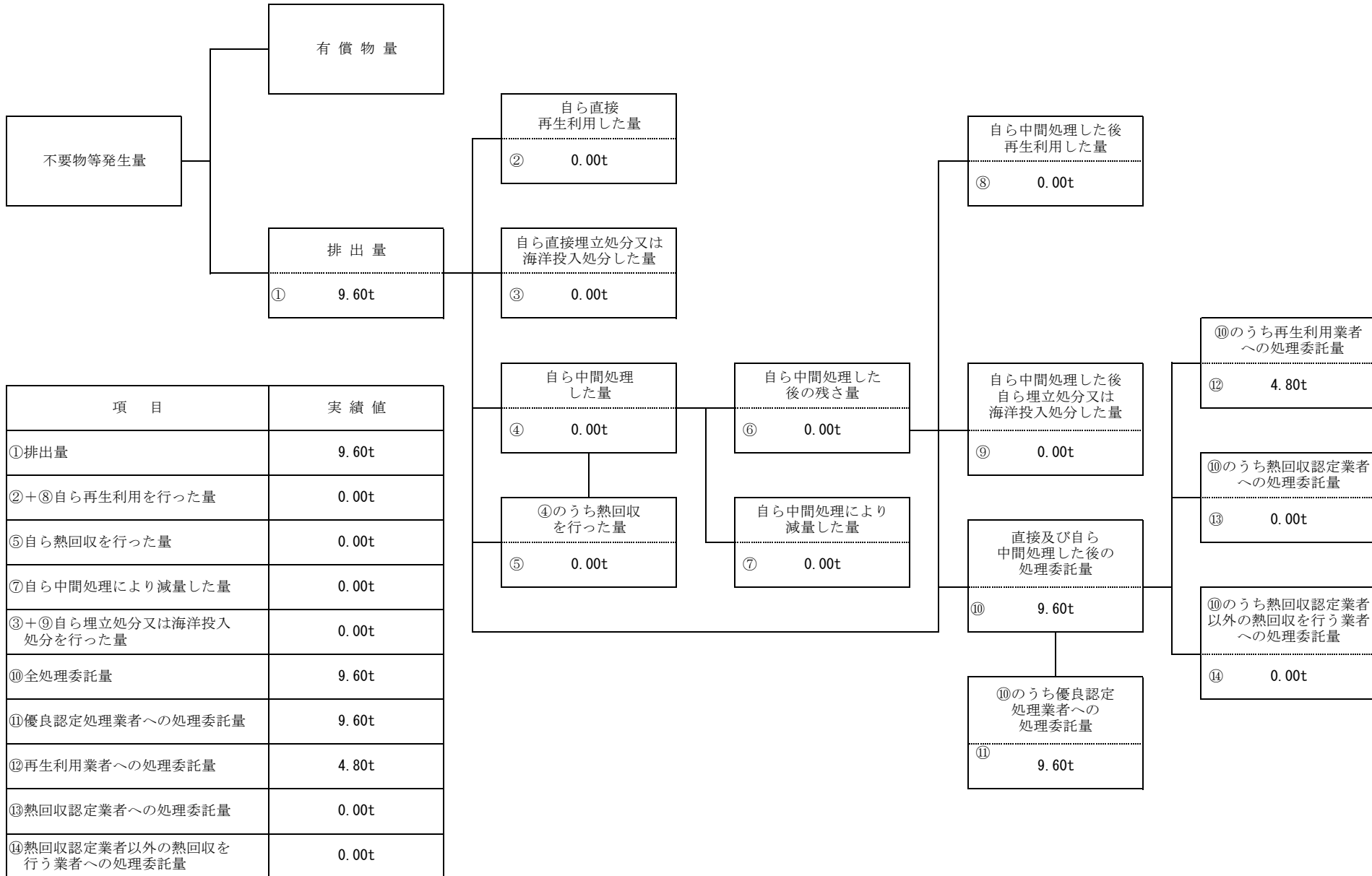
⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排出量	29.90t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	29.90t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	28.80t
⑫再生利用業者への処理委託量	29.90t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 建設混合廃棄物(安定型、管理型))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(上・下水、建設、その他))

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 63.80t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 0.00t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 63.80t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 63.80t

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排出量	63.80t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	63.80t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00t
⑫再生利用業者への処理委託量	63.80t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

紙くず

)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 15.20t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 0.00t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 15.20t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 15.20t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 11.40t

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排出量	15.20t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	15.20t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	15.20t
⑫再生利用業者への処理委託量	11.40t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 169.80t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 0.00t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 169.80t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 73.60t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 138.60t

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排出量	169.80t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	169.80t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	73.60t
⑫再生利用業者への処理委託量	138.60t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

石綿含有産業廃棄物

)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 0.60

自ら直接
再生利用した量

② 0.00

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00

自ら中間処理
した量

④ 0.00

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 0.60

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 0.60

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬ 0.00

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00

項 目	実 績 値
①排出量	0.60t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	0.60t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.60t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

備 考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。